

令和7年度

熊谷市

トラック運送事業者応援事業

熊谷市では、原油価格等の高騰対策として、生活に不可欠な輸送サービス維持・確保のため、市内で営業所を営むトラック運送事業者に対し交付金を支給します。

一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、熊谷市内で営業所を営んでいる事業者の方
トラック1台につき **5万円** を支給します。
(ただし、1事業者10台が上限)

【支給額】 1事業者10台を上限に1台あたり **5万円** を支給（1回のみ・口座振込）

【支給要件】 ・令和7年4月1日以前から熊谷市内で営業所を営んでいる
(主なもの) ※1事業者で市内に2つ以上の営業所を持つ場合であっても、
1事業者あたりの交付台数の上限は10台です。
・令和7年4月1日から申請日までの間に営業停止等行政処分を受けていない
・引き続き市内で事業を営む意思がある
・対象車両 **貨物・特種** (ただし、被けん引車・霊きゅう車は除く)
・自家用・事業用の別 **「事業用」**

●同封の用紙をご利用ください（熊谷市HPからダウンロード可能です）

- ・「交付申請書兼請求書（様式第1号）」
- ・「対象車両一覧及び誓約・同意書（様式第2号）」
- ・「申請時チェックリスト（別紙）」

※ 添付資料をよくご確認ください。

【受付期間】

令和7年7月1日（火）～**令和7年8月31日（日）**

（当日消印有効）

【受付期間】 郵送（下記 担当 に郵送してください）



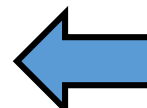
360-8601

熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所企業活動支援課

企業活動支援係 トラック支援担当

TEL:048-524-1111（内468）



切り取って
宛名にご使用ください